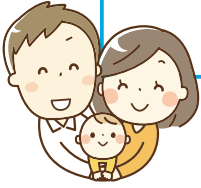


ちゅうおう 消費者だより

- P.1 子どもを事故から守りましょう
- P.2 子どもの事故例とアドバイス
- P.3 事故を防ぐためのポイント
- P.4 中央区消費生活相談の概要(令和3年度)
「こんな時あなたなら…」区の相談事例

第 **183** 号 編集発行
中央区消費生活センター
☎3546-5332
ホームページ
http://chuo-consumer.genki365.net/
令和4年7月

子どもを事故から守りましょう ～くらしの中にひそむ危険～



乳幼児は成長・発達するにつれて、さまざまな事故に遭う危険が高まります。
安全に暮らすために、くらしの中でどのような事故が起きているのかを知ることが大切です。

窒息・誤飲事故

- 食事中に食べ物で窒息
- シール、ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲
- 新生児の就寝時の窒息事故



水まわりの事故

- 入浴時に溺れる事故
- 浴槽へ転落し溺れる事故
- 洗濯機や水を入れた洗面器などによる事故



車・自転車関連の事故

- チャイルドシート未使用による事故
- 車内での熱中症
- 車のドアやパワーウィンドウに挟まれる事故
- 子どもを乗せたままでの自転車転倒
- 自転車に乗せた子どもの足が後輪に巻き込まれる「スポーク外傷」



やけど事故

- 暖房器具や加湿器でのやけど
- お茶・カップ麺など熱い食べ物でのやけど
- 電気ケトル、炊飯器やポットでのやけど
- アイロンや調理器具など高温になる家電製品でのやけど



転倒・転落事故

- ベビーベッドやおむつ替え用台からの転落
- ベビーカーや抱っこひも使用時の転落
- 椅子やテーブルからの転落
- 階段からの転落や段差での転倒
- ベランダや窓、出窓からの転落



挟む・切る・その他の事故

- エスカレーター、エレベーターなどでの事故
- カミソリ、カッター、はさみなどの刃物やおもちゃでのけが
- 小さなものを鼻や耳に入れる
- ドアや窓で手や指を挟む
- 歯磨き中の歯ブラシでの喉突き事故



参照：消費者庁「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」

中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談
専用ダイヤル

☎03 (3543) 0084 ☎03 (3546) 5727

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く。)

所在地 〒104-8404 東京都中央区築地 1-1-1 中央区役所 1階

<http://chuo-consumer.genki365.net/>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

UD FONT

やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

子どもの事故例とアドバイス

～重大事故になるケースもあります～



Case 01

シートベルトを装着せずに、子どもをベビーカーに乗せていた。ベビーカーを止めて一瞬そばを離れた際に、フックに掛けていた荷物の重みで後ろに仰向けで転倒した。

【アドバイス】

- シートベルトは必ず装着しましょう。
- フックに重い荷物を掛けると、ベビーカーのバランスが崩れ転倒の危険があるので注意しましょう。



Case 02

食事の支度中、居間で遊んでいた子どもの姿が見えなくなった。慌てて探したところ、水を張ったままの浴槽に入ろうとしているところを見つけた。



【アドバイス】

- 子どもが小さいうちは、入浴後は浴槽の水を抜くことを習慣にしましょう。
- 子どもだけで浴室に入れられないよう、ベビーゲートなどを設置しましょう。
- 洗濯機でも事故が起きています。チャイルドロックをかけましょう。

Case 03

おもちゃとして買い与えたマグネットボールを、子どもが5個飲み込んでしまった。



【アドバイス】

- マグネットボールやキューブは磁力が非常に強く、2個以上飲み込むと磁石同士が腸管を挟み込んだ状態で動かなくなってしまい、時間が経過すると壊死して消化管に穴が開くなど重篤な症状を引き起こすおそれがあります。
- 子どもの発達や行動特性を知り、事故を防ぐための環境をつくりましょう。
- 万一飲み込んだ場合はすぐに医師の診察を受けましょう。

Case 04

自宅マンション5階の居室内で遊んでいたと思ったら、誤って窓から下に転落した。

【アドバイス】

- ベランダを子どもの遊び場にしないようにしましょう。
- 窓際やベランダには、子どもが登れるようなものを置かないようにしましょう。
- ベランダへの出入口や窓には、鍵を二重に設けるなどの対策を講じましょう。



事故が起きた場合、製造元や消費生活センターに情報提供しましょう。
一人一人の行動が次の事故を防ぎ、より安全・安心な商品の改善・開発につながります。

もしも事故が起きたときは…

東京消防庁救急相談センター **#7119** [24時間年中無休]
(携帯電話、PHS、プッシュ回線)

【ダイヤル回線電話や、つながらない地域からは】

23区：03-3212-2323 多摩地区：042-521-2323

急な病気やケガをした場合に、「救急車を呼んだほうがいいのか?」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか?」など迷ったときは、「東京消防庁救急相談センター」へ相談しましょう。



事故を防ぐためのポイント

～確認していますか?安全の日安となるマーク～



1 安全性を確認してから購入しましょう。

商品を購入するときは、デザインや価格だけでなく安全性も必ず確認しましょう。安全面に配慮された製品に付いている主なマークを紹介します。

マーク	PSCマーク (Product Safety of Consumer Products)	SGマーク (Safe Goods)	STマーク (Safety Toy)
意味	消費生活用製品安全法により、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品について、国の定めた技術基準に適合したことを示すマークです。	一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していると認証された消費生活用品を示すマークです。SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、賠償する制度が付加されています。	一般社団法人日本玩具協会の玩具安全基準の検査に合格した玩具に表示できるマークです。STマーク付きの玩具には対象年齢が記載されており、玩具賠償責任補償等も付加されています。
製品例	乳幼児用ベッド、ライターなど	ベビーカー、乳幼児用ベッド、抱っこひもなど	14歳以下の子ども向け玩具

2 必ず取扱説明書を読んでから使用しましょう。

製品に問題がなくても誤った使い方をすると事故の原因になります。取扱説明書の使い方、使用上の注意などをよく読み、正しく使うことが大切です。

3 メンテナンスをしっかりと行いましょう。

生活用品や家電製品は、定期的な点検・整備を忘れずに!
外見上は問題がなくても、見えない経年劣化があり、事故が発生することがあります。

身近な事故の情報に関心をもって!!

- 消費者庁 子どもを事故から守る!事故防止ポータル
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/
子どもの事故防止に関する注意ポイントなど様々な情報を提供しています。
- 東京都 東京くらしWEB
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>
都民の消費者被害の未然・拡大防止と、消費生活に関わる情報を提供しています。
- 東京消防庁 安全・安心情報
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/>
家庭や事業所での防災・救急アドバイスなど、生活に密着した情報を掲載しています。

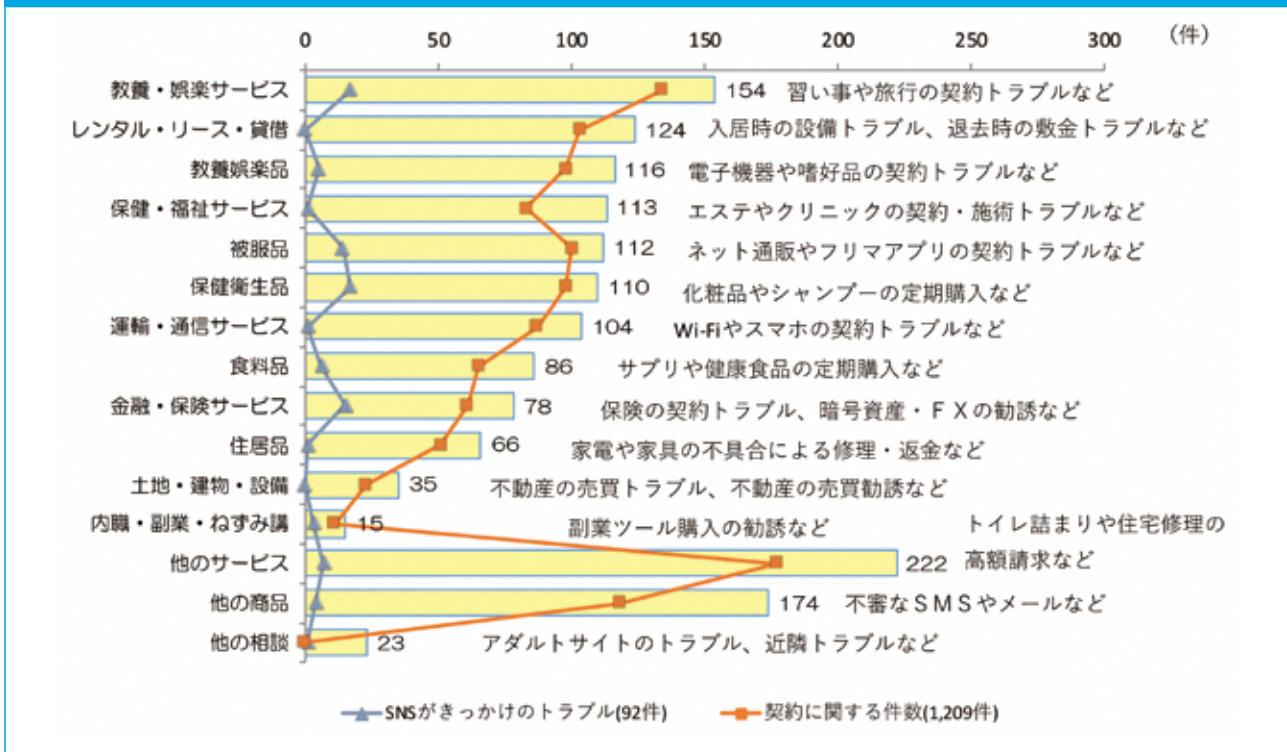


中央区消費生活相談の概要 (令和3年度)



- 令和3年度の相談件数は、1,532件でした。相談の内容は契約のトラブルによるものが多く、合計1,209件で相談件数全体の79%を占めています。
- SNS (交流サイト) がトラブルのきっかけとなった事例が92件に急増しています。(対前年度比167%)

商品・役務(サービス)別相談件数 [総数1,532件]



こんな時あなたなら…

区の相談事例 ▶ リフォーム工事は慎重に!

3日前、業者から「ガスの点検をします。」と電話があり来訪を承諾した。業者が訪問し、「ガス設備が古くなっているので交換したほうがよい。交換しないと下の階の住民に迷惑がかかる。マンション全体でリフォームをしている。」と言われたため、ガス給湯器の交換と浴室のリフォーム契約をしたが、管理会社に確認したところマンション全体のリフォームとは嘘であった。解約したい。(60代女性)

● 点検商法に注意

「管理会社から来ました。」「無料で点検します。」などと言いきなり業者が訪問し、「このままでは、他の住民に迷惑がかかる。」「水漏れしたら大変な費用がかかる。」などと不安をおおったり、「今なら特別に割引します。」と契約を急がせるケースがあります。

また、大雨や地震などの自然災害に便乗した住宅修理トラブルも多く発生しています。

● トラブル防止のポイント

リフォーム工事を行う際は、あわてて契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど慎重に検討しましょう。

また、訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。

中央区消費生活センターでは、「ちゅうおう安全・安心メール」で最新の消費生活情報を提供しています。ぜひ登録をお願いします。

